(別記様式第1号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	鮭川村

鮭川村鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 鮭川村役場産業振興課

所 在 地 山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003 番の 7

電 話 番 号 0233-55-2111

F A X 番号 0233-55-3269

メールアドレス nouki1@vill.sakegawa.yamagata.jp

目 次

- 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域
- 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
- 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
- 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項
- 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
- 6. 捕獲等をした対象鳥獣に処理に関する事項
- 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項
- 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項
- 9. その他の被害防止施策の実施に関し必要な事項

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラ ス、カワウ、カワアイサ、タヌキ、ハクビシン、
	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和2年度~令和4年度
対象地域	鮭川村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状			
		被害面積	被害金額	被害量
	品目	(a)	(千円)	(kg)
ツキノワグマ	水稲	1	11	48
ハシブトガラス	7-00	7.00	7.00	7 00
ハシボソガラス	不明	不明	不明	不明
カワウ	鮭、鮎	不明	不明	不明
カワアイサ	鮭、鮎	不明	不明	不明
タヌキ	不明	不明	不明	不明
ハクビシン	不明	不明	不明	不明
ニホンザル	なし	0	0	0
イノシシ	なし	0	0	0
ニホンジカ	なし	0	0	0

(2)被害の傾向

カワウ	最上川流域において、被害額は不明だが漁業被害の報告があ
,	る。
カワアイサ	近年個体数が急激に増えてきており、最上川流域において、
737749	被害額は不明だが漁業被害の報告がある。
	以前より村内各地で目撃情報があることに加え、近年はタヌ
タヌキ	キ、ハクビシンと思われる食害の情報もあり、把握がされてい
ハクビシン	ない潜在的な被害は相当量あると考えられる。今後、正確な被
	害量の把握に努める。
	現在のところ本村におけるニホンザルによる被害は、人的、
	農作物ともに報告されていないが、目撃情報が寄せられており、
— 4 5 .42 u	村内にも確実に生息しているものと考えられる。
ニホンザル 	近隣市町村において目撃情報や農作物被害が発生している状
	況を踏まえ、被害の発生を未然に防ぐ取組みを進める必要があ
	る。
	現在のところ本村におけるイノシシによる被害は、人的、農
	作物ともに報告されていないが、目撃情報が寄せられており、
イノシシ	村内にも確実に生息しているものと考えられる。
1722	最上管内市町村でも目撃情報や農作物被害が拡大している状
	況を踏まえ、被害の発生と村内での繁殖を未然に防ぐ取組みを
	進める必要がある。
	現在のところ本村におけるニホンジカによる被害は、人的、
	農作物ともに報告されていないが、目撃情報が寄せられており、
ニホンジカ	村内にも確実に生息しているものと考えられる。
	しかし、ニホンジカに対する意識は低く、目撃情報の収集が
	充分に行われていない状況である。

(3)被害の軽減目標

+6+=	現状値(令	和元年度)	目標値(令和4年度)	
指標	面積(a)	金額(千円)	面積(a)	金額(千円)
ツキノワグマ	1	11	0	0
ハシブトガラス			令和2年度に	令和2年度に
ハシボソガラス	不明	不明	被害状況調査	被害状況調査
ハンホノカノス			のうえ半減	のうえ半減
			令和2年度に	令和2年度に
カワウ	不明	不明 被害状況調査 被害状況	被害状況調査	
			のうえ半減	のうえ半減
			令和2年度に	令和2年度に
カワアイサ	不明	不明	被害状況調査	被害状況調査
			のうえ半減	のうえ半減

			令和2年度に	令和2年度に
タヌキ	不明	不明	被害状況調査	被害状況調査
			のうえ半減	のうえ半減
			令和2年度に	令和2年度に
ハクビシン	不明	不明	被害状況調査	被害状況調査
			のうえ半減	のうえ半減
ニホンザル	0	0	0	0
イノシシ	0	0	0	0
ニホンジカ	0	0	0	0

(4)従来講じてきた被害防止対策

(4) 征	は来講じてきた被害防止対策 			
	鳥獣の種類	従来講じてきた被害防止対策	課題	
捕獲等す組	ツキノワグマ	・か等関る・調行・へ獣捕・な・画実間が、というには、、は、、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	・ い年・里ツにる・し損修高担に番が、、 、 近い を会業のののるに荒宅ない。 はにく費のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	
	ハシブトガラス ハシボソガラス	*	・猟友会会員の高齢化に伴い、捕獲業務への従事者が年々減少している。 ・箱わなを設置しても年々捕獲数が減少しているが、一方で個体数は増化傾向にある。	

		T	T .
		・漁業被害を防止するため、	・猟友会のボランティアと
		猟友会に有害鳥獣捕獲業務を	なっている部分が大きく、
	カワウ	依頼し、捕獲体制を構築して	猟友会の負担となっている。
	71.7.7	いる。	・被害防止対策の知識が不
		・捕獲手段については、銃器	足している。
		により実施している。	
		・最近被害が増えてきたため、	・被害防止対策の知識が不
	カワアイサ	被害防止対策や有害捕獲実施	足している。
		はなし。	
1-1: Y## /*/*		・被害が発生した場合、関係	・それぞれの被害規模が小
捕獲等	タヌキ	機関と連携し、箱わなを設置	さく、被害報告されない場
に関す	ハクビシン	している。	合が多いため、情報収集が
る取組			難しい。
		・被害が発生していないため、	・現在まで被害が発生して
	ニホンザル	被害防止対策や有害捕獲実施	いないため、村内全体の危
		はなし。	機意識が薄い。
		・被害が発生していないため、	・現在まで被害が発生して
	イノシシ	被害防止対策や有害捕獲実施	いないため、村内全体の危
		はなし。	機意識が薄い。
		被害が発生していないため、	・現在まで被害が発生して
	ニホンジカ	被害防止対策や有害捕獲実施	いないため、村内全体の危
		はなし。	機意識が薄い。

防護柵の設に関する取	ツキノワグマ	・出没箇所の現地確認の際、 当該地区区長を通じて注意喚起を行い、被害拡大の防止を 図っている。 ・鳥獣被害対策実施隊に対し、 見回り監視を依頼し、被害拡 大の防止を図っている。	・ツキノワグマが出没してからの対応となり、事前予防策の重要性につい要性につい要がし周知をする必要用も設置の費用は設置の費用を設置を支援した。 いて 関 対 が 大きくい で 現 が 大きくい で 理 に か ままれる ままれる ままれる ままれる ままれる ままれる ままれる まま
組			するため、設置が難しい。
	ハシブトガラス ハシボソガラス	・該当なし	・該当なし
	カワウ	・該当なし	・該当なし
	カワアイサ	・該当なし	・該当なし

		・農業者が単独で電気柵を設	・それぞれの被害規模が小
		置している。	さいことから、各農業者の
	タヌキ		単独設置では、費用対効果
	ハクビシン		が得られず、集落、地域等
			単位での設置、管理を検討
防護柵			する必要がある。
の設置		・該当なし	被害発生後直ちに対応でき
等に関	ニホンザル		るような体制を構築する必
する取			要がある。
組		該当なし	被害発生後直ちに対応でき
	イノシシ		るような体制を構築する必
			要がある。
		該当なし	被害発生後直ちに対応でき
	ニホンジカ		るような体制を構築する必
			要がある。

(5) 今後の取組方針

共通事項	ア 本村の被害防止計画は、有害鳥獣駆除捕獲の取り組みを基本とし、山形県第12次鳥獣保護管理事業計画並びに第3期山形県ツキノワグマ管理計画との整合性を図りながら、箱わなや銃器の活用等による効果的な捕獲を実施する。
ツキノワグマ	ア 出没時における対応方法は、追い払いを基本とし、被害状況に応じた捕獲を行っていく。 イ 山間部の森林の間伐、針広混合林の推進により、餌となる堅果類の自然植生環境並びに緩衝帯の普及活動を進めることで 里山への出没軽減を図る。
ハシブトガラス ハシボソガラス	ア 出没時における対応方法は、銃器による捕獲を基本とする。 イ 農地の適正管理を行いながら追い払いにより農作物被害の軽 減を図る。

	ア	出没時における対応方法は、銃器による捕獲を基本とする。
カワウ	1	銃器による捕獲に合わせて、追い払い等の被害防止対策を実
		施し、漁業被害の軽減を図る。
	ア	出没時における対応方法は、銃器による捕獲を基本とする。
カワアイサ	1	銃器による捕獲に合わせて、追い払い等の被害防止対策を実
		施し、漁業被害の軽減を図る。
	ア	出没時における対応方法は、箱わなによる捕獲を基本とする。
タヌキ	1	空き家や小屋等の管理を適正に行うことで、住宅地等での繁
ハクビシン		殖を未然に防ぎ、住宅地付近における農作物被害の軽減を図
		る。
	ア	出没時における対応方法は、追い払いを基本とし、被害状況
		に応じた捕獲を行っていく。
ニホンザル	1	ニホンザルに関する正しい情報を村民等に提供するとともに、
		目撃情報の積極的な提供について村民へ周知し、危機意識の
		啓発を図る。
	ア	出没時における対応方法は、箱わなによる捕獲を基本とする。
イノシシ	1	イノシシに関する正しい情報を村民等に提供するとともに、
1777		目撃情報の積極的な提供について村民へ周知し、危機意識の
		啓発を図る。
	ア	出没時における対応方法は、箱わなによる捕獲を基本とする。
ニホンジカ	1	ニホンジカに関する正しい情報を村民等に提供するとともに、
ーハンノガ		目撃情報の積極的な提供について村民へ周知し、危機意識の
		啓発を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

- ・「ツキノワグマ出没対応マニュアル」による関係機関との連絡体制の強化を図り、被害及び出没情報に関する詳細情報の収集と共有に努める。
- ・ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカは、鳥獣被害対策実施隊で組織的に効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。
- ・その他の鳥獣は、農業者自身又は猟友会等による捕獲を基本とし、必要に応じて鳥獣被害対策実施隊で組織的に効果的な有害捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

	対免自齢 取組中応		
年度	対象鳥獣	取組内容	
		・農作物被害箇所や被害状況、目撃情報等により出没地	
		域を予測し、効果的な捕獲実施に努める。	
		・関係機関との連携強化を図り、効果的な捕獲実施に努	
	ツキノワグマ	める。	
		・新規捕獲従事者の確保・育成を図る。	
		・箱わなを計画的に導入し、被害に即応できる効果的な	
		捕獲実施に努める。	
	ハシブトガラス	・猟友会と連携して、効果的な捕獲実施に努める。	
2	ハシボソガラス		
	カワウ	・猟友会等と連携して、効果的な捕獲実施に努める。	
	カワアイサ	・猟友会等と連携して、効果的な捕獲実施に努める。	
	タヌキ	・農業者が自らの農地に箱わなを設置することを基本と	
	ハクビシン	し、捕獲による個体数の抑制を推進する。	
	ニホンザル	・農業被害が発生した場合、捕獲実施を検討する。	
	イノシシ	・農業被害が発生した場合、捕獲実施を検討する。	
	ニホンジカ	・農林業被害が発生した場合、捕獲実施を検討する。	
_			
3	同上	同上	
	_		
4	同上	同上	

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方		
ツキノワグマ	山形県が定める「第12次鳥獣保護管理事業計画(平成29年度~令和3年度)」については、市街地及びその周辺に出没した場合、集落周辺等に出没し、人畜等に対して窮迫する加害の恐れがある場合、当該地域のツキノワグマの生息が安定に保たれており、当該捕獲によっても安定的に保たれると認められた場合で、かつ、あらかじめ捕獲を行わないと甚大な被害等が予想される場合に限り捕獲を行う。 また、「第3期山形県ツキノワグマ管理計画(平成29年度~令和3年度)」の個体数管理に基づき、捕獲数を把握しながら、目撃、被害状況に応じて、人的被害及び食害の未然防止を基本に、安全かつ効果的な方法により必要最小限の捕獲を行う。	
ハシブトガラス ハシボソガラス	被害報告に基づき捕獲を行う。	
カワウ	被害報告に基づき捕獲を行う。	

カワアイサ	被害報告に基づき捕獲を行う。
タヌキ	
ハクビシン	被害報告に基づき捕獲を行う。
ニホンザル	被害報告に基づき捕獲を行う。
イノシシ	被害報告に基づき捕獲を行う。
ニホンジカ	被害報告に基づき捕獲を行う。

		————————— 捕獲計画数等	
対象鳥獣	2 年度	3年度	4 年度
	山形県ツキノワ		
ツキノワグマ	グマ管理計画に	同左	同左
	よる		
ハシブトガラス	かまおよに トス	□ +	□ +
ハシボソガラス	被害報告による	同左	同左
カワウ	被害報告による	同左	同左
カワアイサ	被害報告による	同左	同左
タヌキ	被害報告による	同左	同左
ハクビシン	被害報告による	同左	同左
ニホンザル	被害発生状況に	同左	同左
ニホンサル	よる	问在	回在
イノシシ	被害発生状況に	同左	同左
1777	よる	lin) Æ	lu) Æ
ニホンジカ	被害発生状況に	同左	同左
ーハンンガ	よる	四在	四在

捕獲等の取組内容

- ・被害状況や目撃情報に応じて猟友会と連携を図りながら捕獲方法・場所等を検討し、もっとも効果が期待できる方法(箱わな、銃器等)で実施する。
- ・捕獲業務の担い手確保のため、猟友会に対して狩猟者育成の補助を行う。
- ・ツキノワグマについては、「ツキノワグマ夏季捕獲(有害捕獲)許可の考え方について」を参考に、効果的かつ最小の捕獲を行う。
- ・タヌキ、ハクビシンについては、農業者が自らの農地において捕獲することを基本とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
村内全域	タヌキ、ハクビシン、イノシシ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

地名 白墨	整備内容		
対象鳥獣	2年度	3年度	4 年度
ツキノワグマ	なし	同左	同左
ハシブトガラス	同上	同左	同左
ハシボソガラス	旧上	问在	问在
カワウ	同上	同左	同左
カワアイサ	同上	同左	同左
タヌキ	同上	同左	同左
ハクビシン	同上	同左	同左
ニホンザル	同上	同左	同左
イノシシ	同上	同左	同左
ニホンジカ	同上	同左	同左

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2	共通	・村広報紙、パンフレット等を活用し、村民への広報活動を行うことで、出没時の注意喚起を図るとともに、目撃情報の積極的な提供を呼びかける。 ・誘引の要因となる収穫期の過ぎた収穫残渣の適正処理や生ゴミの管理等について周知を図る。 ・侵入防止柵の導入について、農業者等に対して情報提供を
		行い、設置について検討する。
3	共通	令和2年度の取組をもとに、より一層の被害軽減を図る。
4	共通	令和3年度の取組をもとに、より一層の被害軽減を図る。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鮭川村、鮭川村猟友会(鳥獣被	鮭川村「ツキノワグマ出没対応マニュアル」に準
害対策実施隊)、最上総合支庁、	じる
新庄警察署	

(2) 緊急時の連絡体制

別紙参照

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後、速やかに埋設等の適切な処理を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項 状況を見ながら今後検討していく。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	鮭川村鳥獸被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
無川村 無川村	・協議会の運営に関すること
無主川竹	・各組織との連絡調整に関すること
社川 井典業系昌 企	・鳥獣関連情報の提供に関すること
鮭川村農業委員会 	・耕作放棄地の情報提供に関すること
もがみ中央農業協同組合	・農作物被害の情報提供に関すること
もかが中央辰耒脇内租石	・果樹農家等に対する情報提供に関すること
	・狩猟免許取得の推進に関すること
是 L 	・適正な捕獲指導に関すること
最上総合支庁農業振興課 	・鳥獣関連情報の提供に関すること
	・被害防止技術の指導、助言に関すること
鮭川村猟友会	・鳥獣の捕獲に関すること
(鳥獣被害対策実施隊)	・鳥獣関連情報の提供に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
並古敬宛思	・被害状況の情報提供に関すること
新庄警察署	・鳥獣捕獲の協力に関すること
最上広域森林組合	・間伐等の実施に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・設置時期:平成29年4月1日

• 構成員

·隊長:鮭川村産業振興課長 ·副隊長:鮭川村猟友会会長

・隊員:鮭川村猟友会に所属し、猟友会会長の推薦を受けた者、または、猟友

会会長の推薦を受け、捕獲等の補助を行う者

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣の捕獲に関しては、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。 また、被害防止計画は、必要に応じて内容を見直し、変更するものとする。

クマ出没時の情報伝達の流れ(標準例)

